

令和 4 年 11 月 25 日

宮城県上工下水一体官民連携運営事業  
モニタリング結果月次報告書  
(令和 4 年 9 月度)

宮城県企業局水道経営課

実施契約書第 69 条第 1 項に基づき実施した、宮城県上工下水一体官民連携運営事業の運営状況に係る令和 4 年 9 月度のモニタリング結果は下記のとおりです。

記

1. 経営に係る業務

- ・ 法人及び全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

2. 維持管理に係る業務

- ・ 事務の不備により、全ての事業の月間運転管理報告書及び月間保守点検・修繕報告書の提出期限を 2 日超過した。(提出期限：月末から 15 日以内)
- ・ 本件を踏まえ、今後は期限内に県と運営権者が相互に提出を確認し合うこととした。

(1) 水道用水供給事業

- ・ 報告書の提出期限の他は、全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

(2) 工業用水道事業

- ・ 仙塩工業用水道事業において、9 月 9 日に実施した鶴ヶ谷ポンプ場の定期点検に伴い送水ポンプを停止した際、配水管内の水圧が一時的に上昇した。
- ・ 水圧は許容値内であったが、県が管理する配水管継手部の経年劣化を原因として、仙台市泉区松森地区において漏水が生じ、13 事業所への給水を一時停止した。
- ・ 本件を踏まえ、運営権者は今後のポンプの起動及び停止時の圧力変動を抑制するために作業手順の見直しを行い、同様事象の再発防止を図った。

(3) 流域下水道事業

- ・ 報告書の提出期限の他は、全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

3. 改築に係る業務

(1) 水道用水供給事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

**(2) 工業用水道事業**

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

**(3) 流域下水道事業**

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

**4. その他の業務**

**(1) 土地、建築物及び工作物等貸付業務**

- ・ 当月において、該当する項目は無かった。

**(2) 関連業務**

- ・ 全ての業務において、要求水準を満足していることを確認した。

**(3) 任意事業**

- ・ 当月において、該当する項目は無かった。

**5. 参考資料**

- ・ 県によるモニタリング確認様式 一式
- ・ 水質検査結果 一式

以上